＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「契約者」という）と社会福祉法人　　筑水会（以下「事業者」という）は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者」という）が特別養護老人ホーム　　筑水苑（以下「施設」という）における居室及び共用施設を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章　総則

第１条（契約の目的）

１．事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第３条及び第４条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

２．事業者が利用者に対して実施する介護福祉サービスの内容（ケアプランを含み、以下「施設サービス計画」という）は別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

３．利用者は、第１７条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

第２条（施設サービス計画の決定・変更）

１．事業所は、介護支援専門員に第１条第２項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２．施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者（契約者）に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

３．事業者は、６ヶ月に１回、もしくは契約者の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に施設サービスについて変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認めた場合には、利用者(契約者)と協議して、施設サービスを変更するものとします。

４．事業者は施設サービス計画を変更した場合には、契約者対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第３条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第４条（介護保険給付対象外サービス）

１．事業者は、契約者との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

（１）居住に要する居室の提供

（２）食事の提供

（３）おやつの提供

（４）利用者が選定する特別な食事の提供

（５）理美容サービス

（６）訪問歯科診療サービス

（７）事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

（８）日常生活上必要となる日用品の提供

（９）複写物の交付

２．前項の他、事業者は利用者の要望するサービスで、事業者が提供可能なサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供します。

３．第１項及び第２項に提供するサービスの利用料金は契約者が負担するものとします。

４．事業者は第１項及び第２項に定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者に対してわかりやすく説明するものとします。

第５条（利用者への説明）

１．事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行なうのと同様の内容の説明を、利用者に対して行なうよう努めるものとします。

２．契約者は、本契約に基づいて事業者から行なわれる説明及び報告等について、利用者へ適宜説明を行なうよう努めるものとします。

第６条（運営規定の遵守）

１．事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行なうものとします。

２．運営規定第９条第２項に基づき、本契約を事業者と契約者において締結するものとします。

３．契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章　料金

第７条（サービス利用料金の支払い）

１．利用者は、要介護度に応じて第３条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。但し、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者はサービス利用料金の全額を一旦支払い、要介護認定後に保険者から、自己負担分を除く全額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

２．第４条に定める介護保険給付対象外サービスの費用については、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

第８条（利用料金の支払期限）

１．前条の利用料金の支払期限は、当該サービス利用月の翌月末までに支払うものとします。

２．１ヶ月に満たない期間のサービスに要する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第９条（利用料金の変更）

１.第４条第１項に定めるサービス利用料金について、介護保険等の改正があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

２．第１条第２項に定める介護保険給付対象外サービスについては、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用料金を相当な額に変更することができます。

　但し、変更するに際しては、契約者に充分に説明をすることとします。

３．契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章（事業者の義務等）

第１０条（事業者及びサービス従業者の義務）

１．事業者及びサービス従業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２．事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

３．事業者は、日常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとします。
４．事業者及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわないものとします。
５．事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日３０日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行なうものとします。
６．事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護認定が変更された場合には、速やかに契約者に通知することとします。
７．事業者は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成しそれを２年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ複写物を交付するものとします。

第１１条（守秘義務等）
１．事業者、サービス従業者または従業員は、指定介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者または契約者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
２．事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供するものとします。
３．事業者は、第２０条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行なう場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章にて契約者の同意を得るものとします。

第四章（契約者及び利用者の義務）

第１２条（利用者の施設利用上の注意義務等）
１.利用者は居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
２．契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、事業者及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
３．契約者は、利用者が筑水苑の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚染もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

４．利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室または供用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第１３条（利用者等の禁止行為）

利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

１．喫煙

２．サービス従事者またはほかの利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

３．その他、決められた物以外の持ち込み

第五章（事業者の義務違反）

第１４条（損害賠償責任）

１．事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第１１条に定める守秘義務に違反した場合にも同様とします。但し、契約者または利用者に過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２．事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第１５条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

（１）契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったときにもっぱら起因して損害が生じた場合

（２）契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に関して故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったときにもっぱら起因して損害が生じた場合

（３）利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスの原因としない事由にもっぱら起因して損害が生じた場合

（４）契約者及び利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行なったために起因して損害が生じた場合

第１６条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

１．事業所は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して当該のサービスを提供すべき義務を負いません。

２．前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の請求できるものとします。その際、１ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては第７条５項の規定を準用します。

第六章　契約の終了

第１７条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

（１）利用者が死亡した場合

（２）要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

（３）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により筑水苑を閉鎖した場合

（４）施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

（５）当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（６）第１８条から第２０条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第１８条（契約者からの中途解約等）

１．契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

２．契約者は、第１９条の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時解約することができます。

３．契約者が第１項の通知を行なわずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。

４．前項において、契約者が解約の意志を表明した場合、その意志を表した日をもって本契約は解約されたものとします。

５．第８条第２項の規定は、本状に準用されます。

第１９条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業所もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、本契約を解除することができます。

（１）介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
（２）事業所の運営規定の変更に同意できない場合
（３）ご利用者が入院された場合
（４）当施設もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
（５）事業所もしくは従業者が第１１条に定める守秘義務に違反した場合
（６）当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
（７）他のご利用者が本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

第２０条

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

（１）契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
（２）契約者による、第７条第１項から第３項及び第８条に定めるサービス利用料金の支払が３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
（３）利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不振行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
（４）利用者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院した場合、もしくは入院が見込まれる場合
（５）利用者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型施設に入院した場合
（６）ご契約者またはその家族等によるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動（カスタマーハラスメント）が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
（７）第１３条に掲げる禁止行為を行った場合

第２１条（契約の終了に伴う援助）

１．本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な

退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行なうものとします。
（１）適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介
（２）居宅介護支援事業者の紹介
（３）その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

２．前条の規定により契約が解除され、利用者が施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な退所の為に必要な前項第（１）号から第（３）号に定める援助を契約者に対して速やかに行なうよう努めるものとします。

第２２条（利用者の入院に係る取扱い）
１．利用者が病院又は診療所に入院した場合、３ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び筑水苑に入所できるものとします。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に筑水苑の受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
２．利用者が病院又は診療所に入院した後、６日を限度とし退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。ただし、入院期間が６日を超える場合には、契約者は所定のサービス料金を支払う必要はありません。

第２３条（居室の明け渡し及び精算）
１．第１７条により本契約が終了する場合において、契約者は利用者に対して実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第１２条第３項(原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。
２．契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める。）を事業者に対し支払うものとします。
３．契約者が第２１条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払義務を負いません。
４．第１項の場合に、１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第７条第５項を準用します。

第２４条（残置物の引取等）
１．事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、契約者に

その旨連絡するものとします。

２．契約者は、前項の連絡を受けた後なるべく早めに残置物を引き取るものとします。ただし、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡し、相談するものとします。

３．事業者は、前項ただし書きの場合を除いて、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。ただし、その引渡しに係る費用は契約者の負担とします。

第２５条（一時外泊）

１．利用者は、事業者の同意を得た上で、１ヶ月に６日を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者及び利用者は、外泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。

２．前項に定める外泊期間中のサービス利用料金については、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章　その他

第２６条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第２７条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を称するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

（事業者）
住所　　茨城県常総市水海道高野町字石橋６７１－１
事業者名　　社会福祉法人　　筑水会
代表者氏名　　理事長　　今川　　武彦　　印

利用者　　住　　所

氏　　名　　印

契約者　　住　　所

氏　　名　　印

（続柄）＿＿＿＿＿＿＿＿

身元保証人　　住　　所

氏　　名　　印

（続柄）＿＿＿＿＿＿＿＿